

## 1 基本的な考え方

「いじめ」とは、ある生徒に対して一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的影響を与える行為であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(インターネットを通じて行われるものを含む) なお、起こった場所は学校の内外を問わない。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行うものとする。本校では、いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、「いじめ」に対する認識を全教職員で共有する。また、発生時には早期に的確に対応する。あわせて、生徒一人一人が、いじめについて正しく理解し、自ら考え、判断し、行動できる力(自己指導能力)を育成することを重視する。

- ① いじめ防止対策委員会を中心に、いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、いじめに向かわせないための取組を各教科や特別活動等の全ての教育活動を通して実践する。
- ② 教職員の人権感覚を磨き、生徒の些細な言動から心の叫びを敏感に感じ取れる感性を高める。
- ③ いじめ発生時には早期に適切な対応を心がけ、いじめられた生徒を徹底して守りぬく。

## 2 未然防止のための取組

いじめはどの生徒にも起りうるという事実を踏まえ、学校における教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。

- ① 学級の一員としての自覚を育て、自己有用感や自尊感情を高める学級づくりを、学級経営の柱とする。
- ② 生徒が落ち着いて学習できるよう、教室環境整備に努める。
- ③ 一人一人を大切に「わかる授業」「楽しい授業」を推進し達成感・成就感を味あわせる。
- ④ 道徳や学級活動等を通して、いじめは、人間として絶対に許されない行為であることを繰り返し指導するとともに、傍観することもいじめを助長する行為であることを理解させる。
- ⑤ 道徳、学級活動、総合的な学習の時間等を通して、「自己存在感の感受」「共感的な人間関係の育成」「自己決定の場の提供」「安全・安心な風土の醸成」の視点を踏まえ、生徒がいじめを自分事として捉え、行動できる力を育成する。

## 3 早期発見のための取組

- ① 日常的な観察を通して、生徒の小さな変化やサインを見逃さない。
- ② 全校生徒に各学期1回の学校生活意識アンケートや面談等を活用し、生徒の状況を把握するとともに、必要に応じて段階的・継続的な支援につなげる。
- ③ 生徒・保護者・教職員が相談しやすい体制を整備し、定期的に点検をする。
- ④ 個人面談や家庭訪問の機会を活用し、交友関係や悩みを把握するよう努める。家庭においていじめのサインを見つけたり、クラスの友人からの訴えにより早期発見したりできるようにしておく。
- ⑤ 月に一度、月間生活目標自己評価アンケートを実施する。アンケート内には、学校生活全般に関わる記入欄を設け早期発見ができるようにする。また記述があった場合に備え、早期解決を図れる体制を整えておく。
- ⑥ 様子に変化が見られる場合には、いじめ防止対策委員会が中心となり、教員が情報を共有出来るようにし、関係生徒へ積極的に働きかけを行い、安心感を持たせると共に問題の有無を確かめ、早期解決を図る。

## 4 早期対応のための取組

### (1) 初期対応の取組

いじめを認知した場合は、いじめ防止対策委員会を開催し、事実確認と情報共有を行う。生命又は身体の安全が脅かされる重大な事態については、関係法令及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に基づき、教育委員会等と連携し、適切かつ透明性のある対応を行う。

#### ① 正確な実態把握のために

いじめにかかわる関係生徒、第三者からも詳しく聞き取り、記録する。関係教職員と情報を共有し、いじめの全体像を正確に把握する

#### ② 事実確認について

- いつ・どこで・誰が・どのような行為をしたか
- 継続性や組織性（一度限りか、繰り返しなのか、複数なのか）
- 被害の状況（身体的被害、精神的被害、財産的被害）

指導体制、方針決定 ⇒ 指導のねらいを明確にすると共に、全ての教職員の共通理解を図る。対応する教職員の役割分担を検討する。

### (2) 被害児童・生徒への支援

- ① 生徒の安全を最優先に考え、他の生徒達の目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行う。生徒を保護し、身体的・精神的な被害についての確に把握し、迅速に初期対応する。
- ② 休み時間や登下校、清掃時間等の際も教師による見回りを行い、被害が継続しない体制を整える。
- ③ つらく苦しい気持ちに共感し、「いじめから全力で守る」ことを約束する。
- ④ いじめの理由や背景を突き止め、根本的な解決を図る。その際、必ず解決への希望を持つことを伝え、自信を持たせる言葉かけなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

### (3) 加害児童・生徒への指導

- ① 相手の苦しみや痛み思いを寄せる指導を十分に行う。いじめが人として決して許されない行為であることや、いじめられる側の気持ちを認識させる。
- ② いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、生徒の背景にも目を向け指導する。
- ③ 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導の他、更に出席停止（教育委員会）や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

### (4) 保護者との対応

- ① 保護者と具体的な対策と今後の学校との連携方法を話し合う。

## 5 組織的な対応の在り方

### (1) 組織的な指導体制

いじめへの対応は、未然防止から早期対応、継続的な支援までを見通した組織的・重層的な体制で行う。生命又は身体の安全が脅かされる重大な事案が発生した場合には、速やかに教育委員会、警察等の関係機関へ報告する。管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に解決にあたる。

### (2) 相談体制

- ① 三者面談等による定期的な面談時に、いじめに関する内容を必ず取り入れるようにする。
- ② 教育相談週間を設けるなど、担任やSCへの相談が気軽にできる体制作りを行う。

参考資料を活用した校内研修を実施し、いじめ問題について全教職員で共通理解を図る。

- ① 教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身につけさせるなど、教職員の指導力やいじめの認知力を高めるための研修や、SC や SSW 等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究等を年に1回以上計画的に実施する。
- ② 初任者等の若い教職員に対しては、校内でのOJTが円滑に実施されるよう、具体的な取組を通じて、必用な知識・技能・態度などを意図的・計画的・継続的に指導し、いじめに対する全体的な力量が効果的に得られるように配慮する。